

○日野市青少年薬物乱用対策推進本部設置要綱

平成14年5月7日

改正 平成15年7月1日

平成16年3月1日

平成19年2月28日

平成21年4月1日

平成25年7月29日

(設置)

第1条 青少年を薬物乱用の被害から守り、これらの者の健全な育成を図るため、日野市青少年薬物乱用対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 推進本部は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 庁内関係部署との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 学校、警察、保健所、東京都薬物乱用防止推進日野地区協議会その他関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 薬物に関する情報の提供及び相談業務に関すること。
- (4) その他青少年の薬物乱用防止に関する必要な事項。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長が当たり、副本部長は副市長及び教育長を、本部員は別表に定める職員を充てる。

(職務)

第4条 本部長は、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、健康福祉部担当副市長がその職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受けて推進本部の事務に従事する。

(会議)

第5条 推進本部は、必要に応じて本部長が招集する。

(関係者の参加)

第6条 推進本部は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、意見を述べさせる

ことができる。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年 6 月 1 日から施行する。

付 則 (平成15年)

この要綱は、平成15年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (平成16年)

この要綱は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成19年)

この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成21年 4 月 1 日)

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成25年 7 月 29日)

この要綱は、平成25年 7 月 29日から施行し、この要綱による改正後の日野市男女平等行政推進本部設置要綱、日野市地域サポーター制度実施要綱、日野市公正入札調査委員会設置要綱、日野市不当行為等対策要綱、日野市時間外勤務管理委員会設置要綱、日野市男女平等推進協議会設置要綱、日野市公有地先行取得に関する実施要綱、日野市身体障害者市営住宅入居者選考委員会要綱、日野市財産価格審議会要綱、日野市情報化推進本部設置要綱、日野市都市計画審議会の市民委員選出事務要綱、日野市町名地番整理審議会の市民委員選出事務要綱、市民まちづくり会議の市民委員選出要綱、大規模小売店舗立地法関係調整会議設置要綱、日野市青少年薬物乱用対策推進本部設置要綱、日野市青少年問題協議会の市民委員選出事務要綱、日野市公金管理委員会設置要綱及び日野市立病院運営協議会設置要綱の規定は、平成25年 6 月 4 日から適用する。

別表 (第 3 条関係)

企画部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、子ども部長、教育部長、企画調整課長、市長公室長、地域協働課長、総務部総務課長、福祉政策課長、健康課長、学校課長、子育て課長、保育課長、その他本部長が認める者